

障害者総合支援法省令案に対するパブリックコメント

NPO 法人日本障害者協議会
代表 藤井 克徳

当会は、国（厚生労働省）と障害者自立支援法違憲訴訟団との基本合意や、それに基づいて、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会がまとめた骨格提言が十分に反映された障害者総合支援法の改正がなされるべきであったとの基本的立場に立つ。即ち、障害を理由にした負担のあり方の全面的な見直しや、必要性に応じたサービス提供の仕組みづくり、65歳を過ぎても、障害者総合支援法により必要な給付がなされることである。

1. 重度訪問介護関係

この給付が提供される場所について、基本的には、重度訪問介護を必要とする重度の障害者のすべての生活場面で提供されるべきであると考え。場合によっては、学校や大学、塾等の場所で必要とされることもあり、そういうところでも利用できるようにすべきである。

2. 就労定着支援関係の2について

意見：より継続的な支援がとくに必要であると認められる場合、さらに3年間に限り支援を更新できることとする、とする。

理由：一般的には3年間で定着・安定することが多いが、3年を経て指導的立場になったり、責任が重くなったり、職場環境が変化したりすることも多く、それへの対応・支援が必要となることがあるため。

なお、この更新支援の後も継続的な支援の必要があれば、障害者総合支援法によらず、障害者雇用施策の支援により対応することが適切であるので、更新は1回のみとする意見である。

3. 自立生活援助関係の2について

意見：「ただし、支援の必要がある場合は、1年ごとに支援を更新・継続することができる」を加える。

理由：最初の1年で通所施設や医療機関等が随時フォローできるように連携を築くことが重要であるが、地域によっては、そうした連携機関や人を見出しにくい場合もあるため。

4. 高額障害福祉サービス等給付費の支給対象拡大（対象者の要件）関係について

1) 「六十五歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものは、高額障害福祉サービス等給付費を支給されなければ生活保護法の規定による保護を要しない状態となるものとする」とあるが、正しくは「六十五歳に達する日の前日の属する月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものは、高額障害福祉サービス等給付費を支給されなければ生活保護法の規定による保護を要する状態となるものとする」の誤りではないだろうか。

2) 「障害福祉相当介護保険サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものは、高額障害福祉サービス等給付費を支給されなければ生活保護法の規定による保護を要しない状態となるものとする」とあるが、正しくは「障害福祉相当介護保険サービスのあった月において被保護者若しくは要保護者であって厚生労働省令で定めるものは、高額障害福祉サービス等給付費を支給されなければ生活保護法の規定による保護を要する状態となるものとする」ではないだろうか。

しかし、障害を理由に負担を強いられること自体が理不尽であるという考え方に立ち、非課税世帯については、高額障害福祉サービス等給付金が支給されて当然であると考え。